

北海道告示第11420号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
令和4年11月21日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>私立学校等物価高騰対策支援事業 この補助金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う電気料金高騰の影響を受けている学校法人等に対し、北海道がその経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。</p>	<p>道内に幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校又は外国人子女の教育を目的とする各種学校(以下「私立学校等」という。)を設置する学校法人等</p>	<p>私立学校等における電気料金の合計額(令和4年4月から令和5年3月までの間に使用したものに限り。)</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課</p>		